

別紙 1 物件調書・位置図・画地図

注意事項

- 物件調書は、入札参加者が貸付物件の概要を把握するための参考資料ですので、必要に応じて入札参加者ご自身において現地の状況や土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- 面積や地目が、公簿と実測（現況）で相違する物件がありますが、現況での貸付けとなります。
- 位置図は、現地調査のための参考資料ですので、道路の整備や建物の新築・解体などにより現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。
- 画地図は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくために作成した図面で、現況を全て正確にあらわしたものではありません。現地の状況は、必要に応じて入札参加者ご自身でご確認ください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。
- 各物件についてのお問い合わせは、物件調書に記載の物件担当課にお願いいたします。

物 件 番 号	1
---------	---

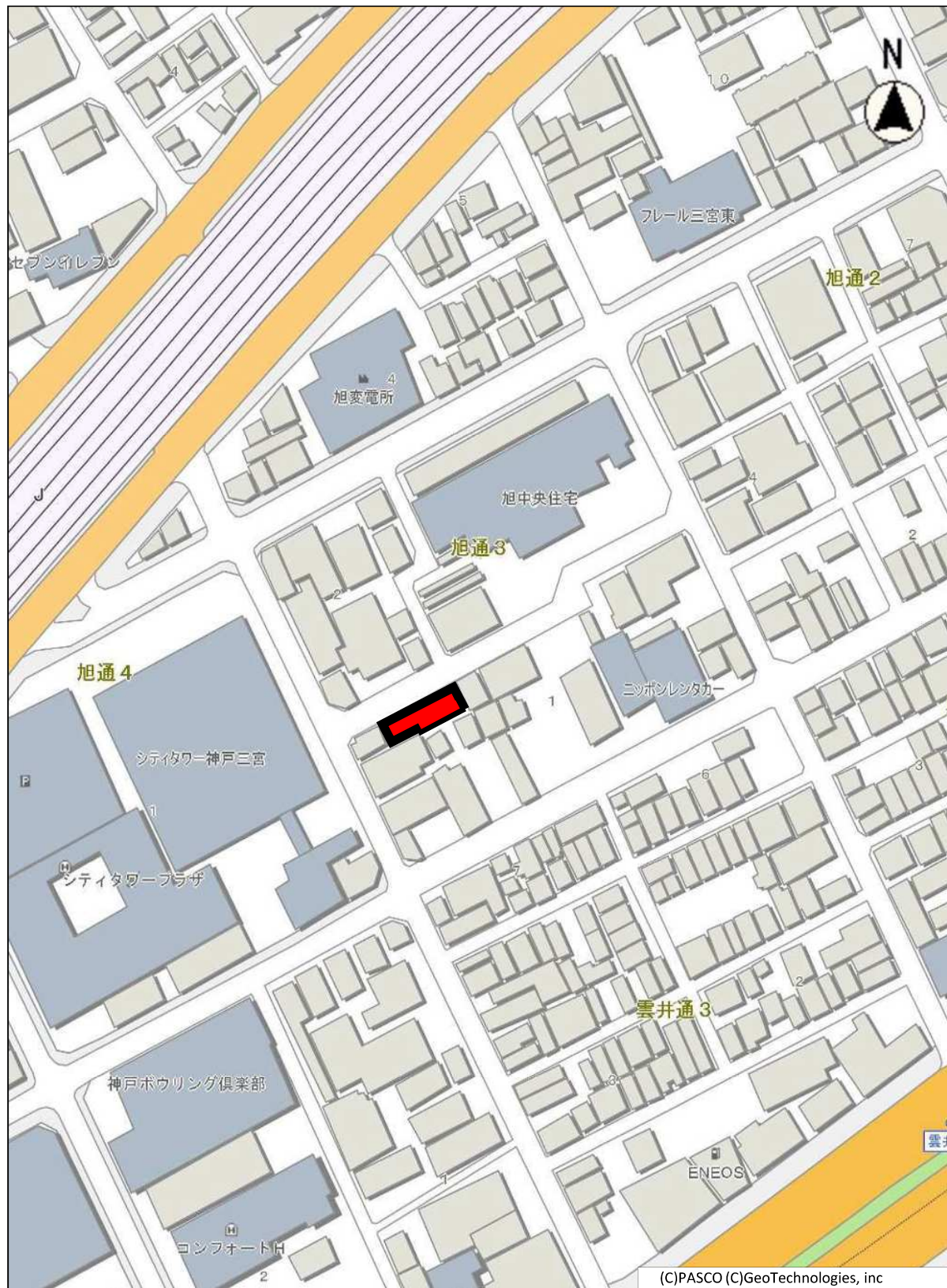
物件情報	
住 所	神戸市中央区旭通3丁目1街区
地 番	神戸市中央区旭通3丁目323番1、324番
地 目	宅地
現 況	平面駐車場
物 件 担 当 課	都市局用地活用推進課（TEL：078-595-6756）

条件	
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
貸 付 面 積	■公簿 ■実測 □概測 （174.86㎡）
貸 付 形 態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
用 途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額賃料	¥146,274－（税抜き）（この金額未満の入札は無効となります。） ※消費税及び地方消費税（10%）加算後の金額が契約月額賃料となります。
入 札 保 証 金	¥438,822－（落札後は、契約保証金に充当します。）
既 存 設 備	・工作物（ネットフェンス、アスファルト舗装、区画ライン）等が含まれ、現状での貸付けとなります。貸付期間中の管理・補修については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・上記工作物のうち、アスファルト舗装、区画ラインは、契約終了時に落札者により撤去していただきます。また、土地の利用にあたって現存するネットフェンスを撤去した場合は、原状復旧していただきます。ただし、神戸市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・工作物のうち、看板、精算機（本体部分、コンクリート基礎部分含む）、車止め、ロック装置、一次電源、LED照明、自販機、電気配管・配線（地上分・埋設分）は、現借地人が撤去します。 ・貸付対象地の南西側のブロック塀上の白色メッシュフェンス及び緑色フェンスは、いずれも貸付対象地外であり撤去できません。
特 記 事 項	・貸付対象地東側において、地中に水道管がありますが現状での貸付となります。 ・貸付対象地において、汚水桝・止水栓がありますが現状での貸付となります。
前 契 約	■期間満了予定 □中途解約 □新規 （契約終了：令和8年3月31日）
・落札者が新たに工作物等を設置する場合は、事前に神戸市の承諾が必要です。また、設置した工作物は落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、神戸市が認めた場合にはその限りではありません。 ・駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関や関係事業者等へご確認ください。	

物 件 番 号

1

位 置 図

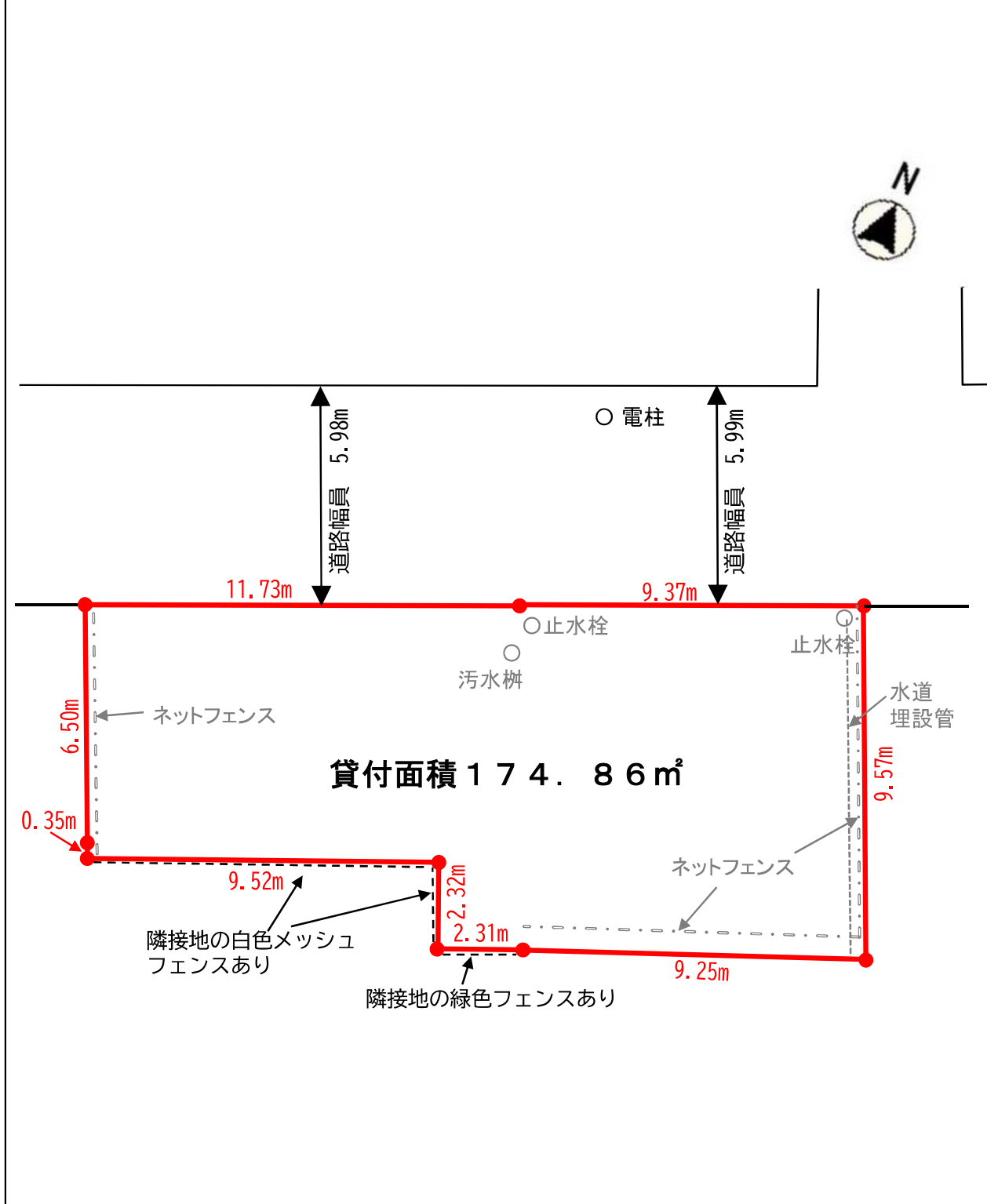


物 件 番 号

1

画 地 図

中央区旭通 3 丁目323番 1、324番



物 件 番 号	2
---------	---

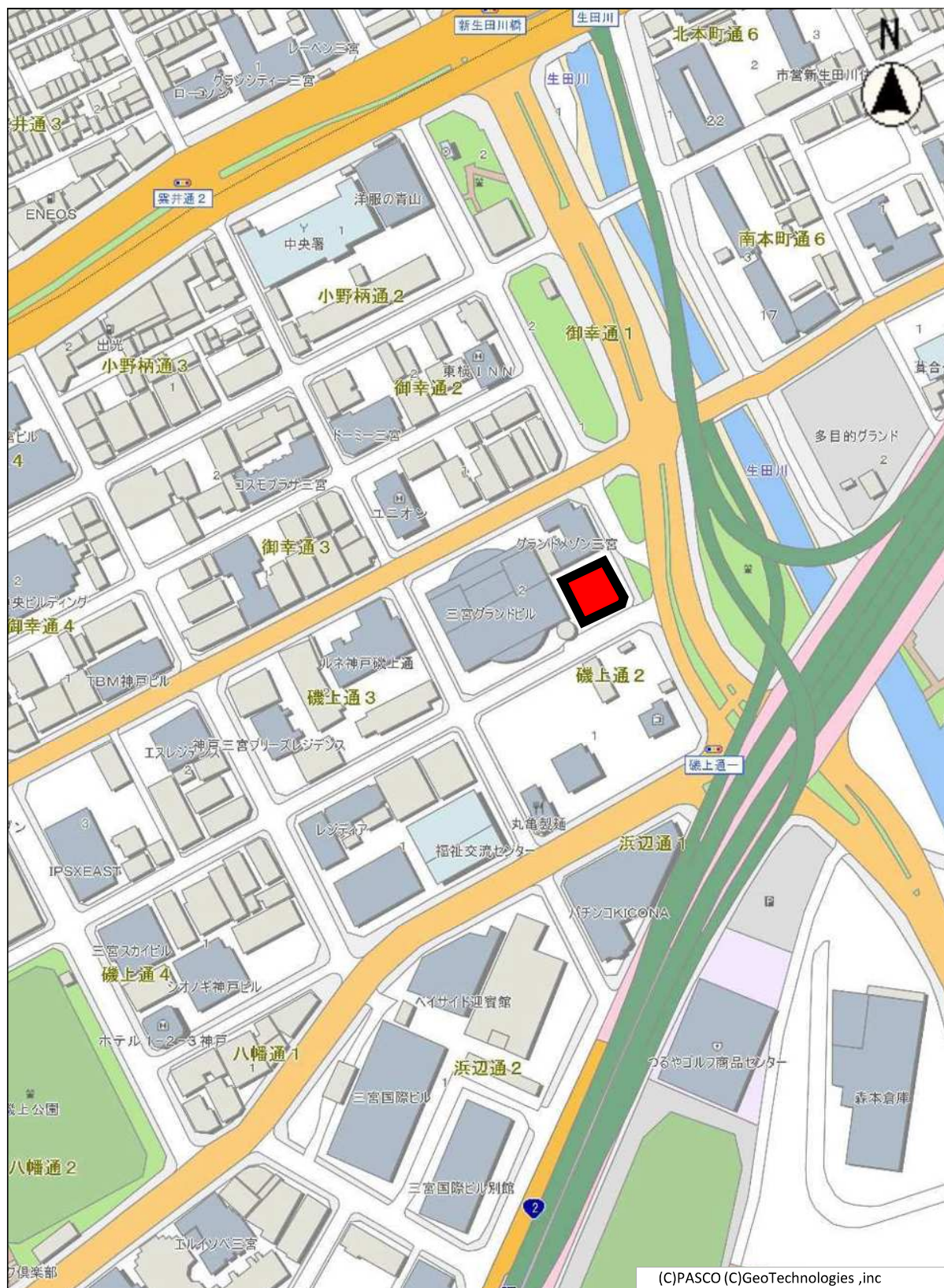
物件情報	
住 所	神戸市中央区磯上通 2 丁目 2 街区
地 番	神戸市中央区磯上通 2 丁目 3 0 2 番、3 0 6 番、3 0 7 番
地 目	宅地
現 況	更地
物 件 担 当 課	行財政局資産活用課（TEL：078-322-5051）

条件	
契 約 期 間	令和 7 年 1 2 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日
貸 付 面 積	■公簿 ■実測 □概測 （9 2 9 . 5 0 m ² ）
貸 付 形 態	土地賃貸借契約【民法（明治 29 年法律第 89 号）第 6 0 1 条に基づく】
用 途	平面駐車場、資材置場等（建物所有目的には使用できません。）
最低月額賃料	¥ 1 , 0 6 9 , 0 0 0 －（税抜き）（この金額未満の入札は無効となります。） ※消費税及び地方消費税（10%）加算後の金額が契約月額賃料となります。
入 札 保 証 金	¥ 3 , 2 0 7 , 0 0 0 －（落札後は、契約保証金に充当します。）
既 存 設 備	・貸付対象地には工作物（ネットフェンス・門扉等）及びアスファルト舗装（駐車場の区画線跡）があります。貸付期間中の管理及び補修等については、全て落札者の費用と負担で行って下さい。工作物等を撤去する場合は契約終了時までに原状回復して下さい。 ・貸付対象地南西側において、宅内排水施設があり、西側隣接地に流れ込む構造になっていますが、現状での貸付になります。排水口の取扱いについては、西側隣接地の所有者と協議してください。 ・貸付対象地に既存の汚水桝、コンクリート構造物、水道メーターボックス、水道逆止弁、水道仕切弁、桝があります。これらを撤去する場合は、事前に物件担当課と協議してください。
特 記 事 項	・貸付対象地東側道の道路に、ガードレールや植樹、緑地帯、電柱があります。 ・貸付対象地への進入路を施工する際は、建設局中部建設事務所（TEL：078-511-0515 代表）と協議してください。
前 契 約	□期間満了予定 ■中途解約 □新規
・落札者が新たに工作物等を設置する場合は、事前に神戸市の承諾が必要です。また、設置した工作物は落札者の費用と負担で契約終了時までに全て撤去していただきます。ただし、神戸市が認めた場合にはその限りではありません。 ・駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関や関係事業者等へご確認ください。	

物 件 番 号

2

位 置 図



(C)PASCO (C)GeoTechnologies ,inc

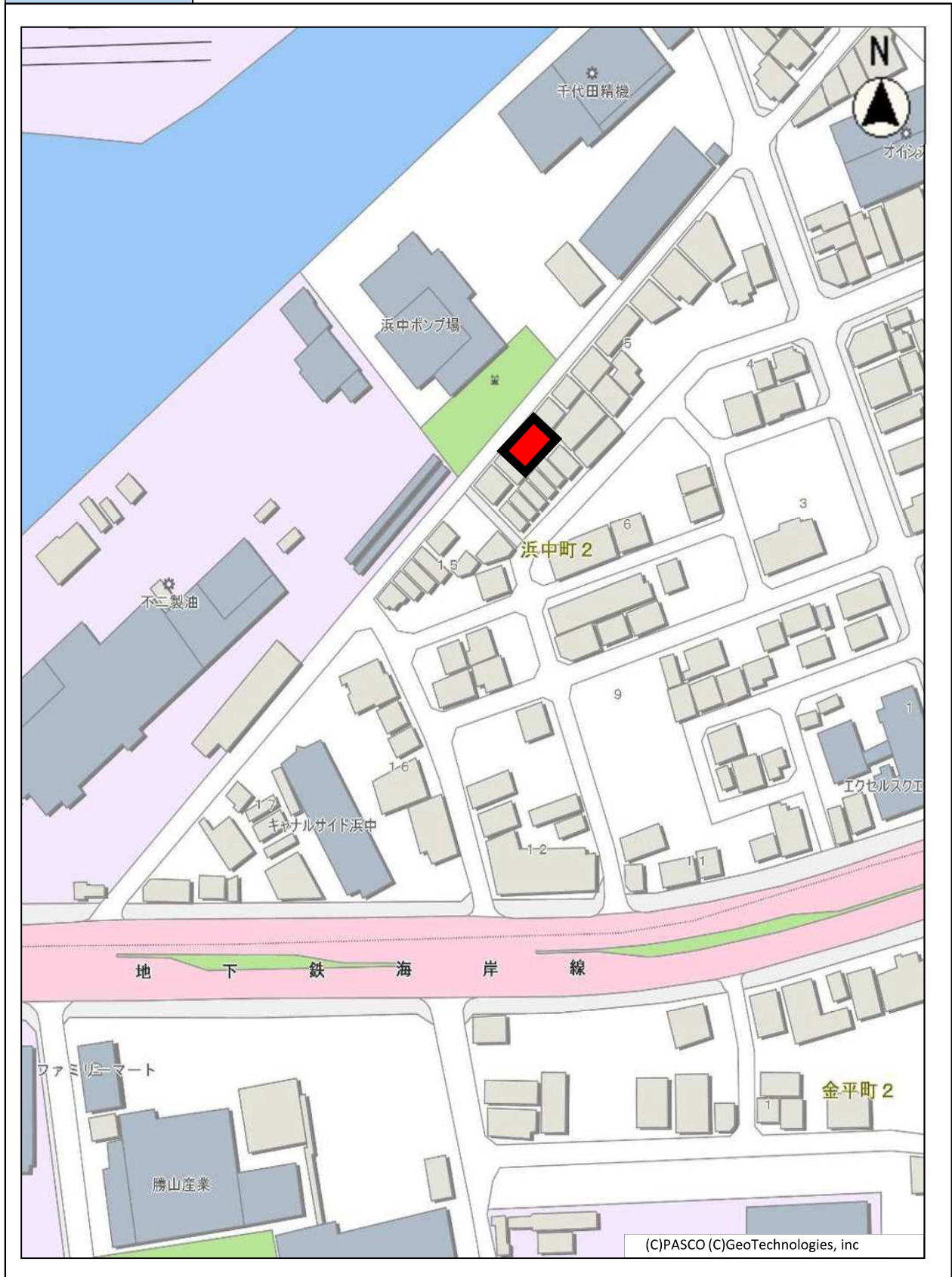
物 件 番 号	3
---------	---

物件情報		
住	所	神戸市兵庫区浜中町 2 丁目 5 街区
地	番	神戸市兵庫区浜中町 2 丁目 7 2 番 1 5
地	目	宅地
現	況	更地
物 件 担 当 課		都市局用地活用推進課（TEL：078-595-6756）

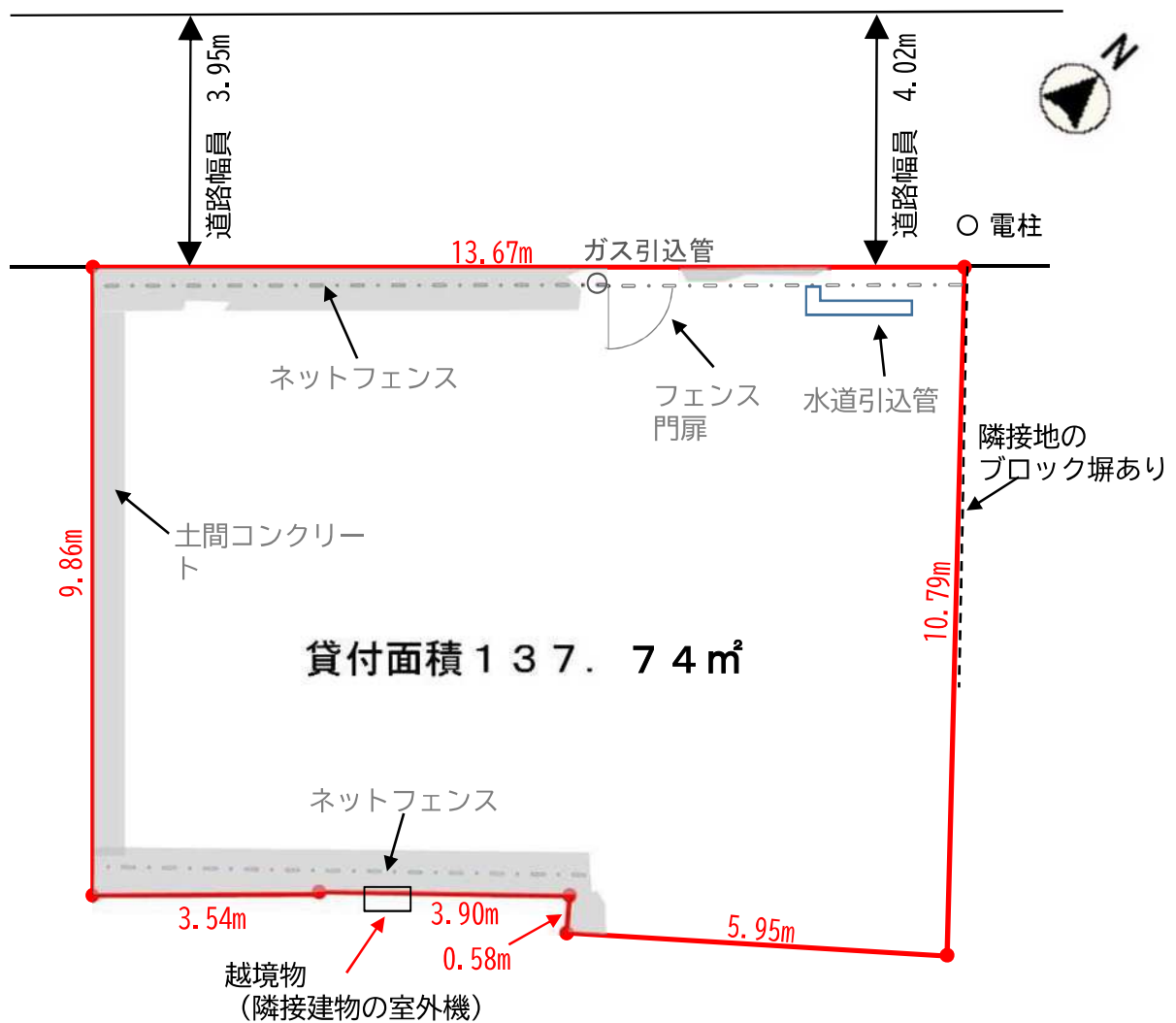
条件	
契 約 期 間	令和 7 年 1 2 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日
貸 付 面 積	■公簿 ■実測 □概測 （1 3 7 . 7 4 m ² ）
貸 付 形 態	土地賃貸借契約【民法（明治 29 年法律第 89 号）第 6 0 1 条に基づく】
用 途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額賃料	¥ 6 0 , 2 6 1 －（この金額未満の入札は無効となります。）
入 札 保 証 金	¥ 1 8 0 , 7 8 3 －（落札後は、契約保証金に充当します。）
既 存 設 備	・工作物（ネットフェンス、門扉等）があります。貸付期間中の管理（草刈り、清掃等を含む）及び補修等については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。また、貸付対象地の使用に起因する事柄については、すべて落札者の責任で対処してください。 ・土地の利用にあたって現存するネットフェンスや門扉を撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。
特 記 事 項	・貸付対象地南側において、隣接地の室外機と土間コンクリートの一部が越境していますが現状での貸付となります。 ・貸付対象地北西・西・南西・南側において土間コンクリート残地がありますが、現状での貸付となります。南西側においては、道路との高低差があります。 ・貸付対象地内に水道・ガス引込管がありますが現状での貸付となります。水道の引込管に関しては地上に残地しています。 ・前面道路に電柱があります。 ・境界点が一部紛失していますが、現状での貸付となります。
前 契 約	□期間満了予定 □中途解約 ■新規
・落札者が新たに工作物等を設置する場合は、事前に神戸市の承諾が必要です。また、設置した工作物は落札者の費用と負担で契約終了時までには全て撤去していただきます。ただし、神戸市が認めた場合にはその限りではありません。 ・駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関や関係事業者等へご確認ください。	

物 件 番 号	3
---------	---

位 置 図



兵庫区浜中町2丁目72番15



物 件 番 号	4
---------	---

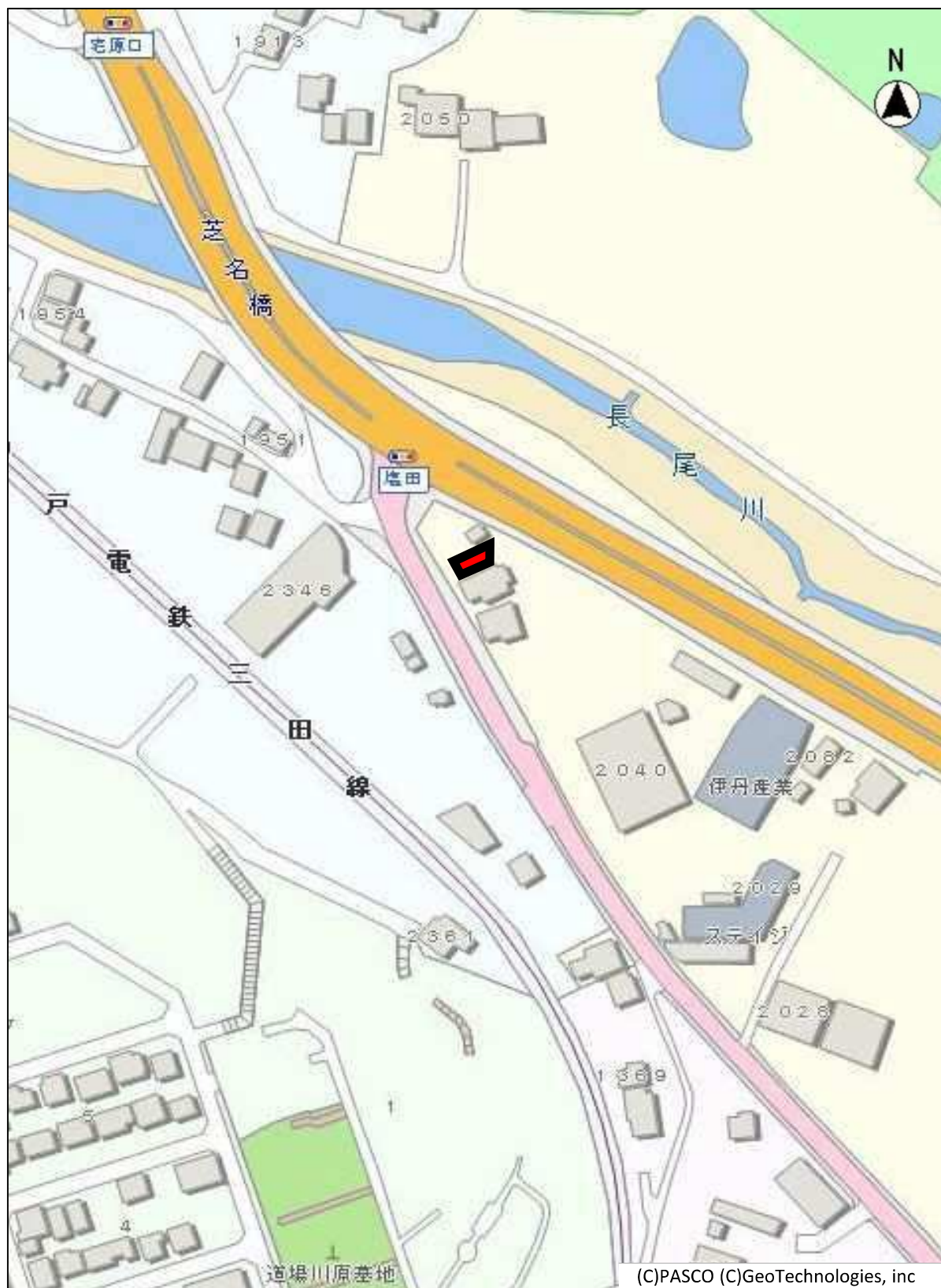
物件情報	
住 所	神戸市北区道場町塩田字王子ノ宮 2 0 4 4 番 3
地 番	神戸市北区道場町塩田字王子ノ宮 2 0 4 4 番 3
地 目	宅地
現 況	平面駐車場、資材置場
物 件 担 当 課	建設局道路工務課（TEL：078-322-5992）

条件	
契 約 期 間	令和 8 年 2 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日
貸 付 面 積	■公簿 ■実測 □概測 （1 9 2 . 3 1 m ² ）
貸 付 形 態	土地賃貸借契約【民法（明治 29 年法律第 89 号）第 6 0 1 条に基づく】
用 途	平面駐車場、資材置場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額賃料	¥ 1 3 , 0 0 0 - （この金額未満の入札は無効となります。）
入 札 保 証 金	¥ 3 9 , 0 0 0 - （落札後は、契約保証金に充当します。）
既 存 設 備	・貸付対象地には工作物（ネットフェンス、コンクリート舗装、砕石を敷いた進入路、樹木）が含まれ、現状での貸付けとなります。貸付期間中の管理・補修については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・売却対象地は、現在賃貸借契約締結中であり、仮設駐車場が設置されていますが、現契約者が撤去する予定です。また、一部の樹木・植栽についても現契約者が撤去する予定です。
特 記 事 項	・西側前面道路とは高低差があり、進入口を除いて転落防止柵があります。この転落防止柵を一時的に撤去する場合は、建設局北建設事務所安全推進係（TEL：078-981-5191代表）と事前に協議してください。 ・南側には神戸市監理の水路と接しています。この水路の管理については、建設局北建設事務所安全推進係（TEL：078-981-5191代表）にお問い合わせください。 ・北東側において、隣接地から本市所有の道路構造物が越境していますが、現状での貸付けとなります。道路構造物については建設局道路工務課（TEL：078-322-5992）にお問い合わせください。
前 契 約	■期間満了予定 □中途解約 □新規（契約終了：令和 8 年 1 月 3 1 日）
・落札者が新たに工作物等を設置する場合は、事前に神戸市の承諾が必要です。また、設置した工作物は落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、神戸市が認めた場合にはその限りではありません。 ・駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関や関係事業者等へご確認ください。	

物 件 番 号

4

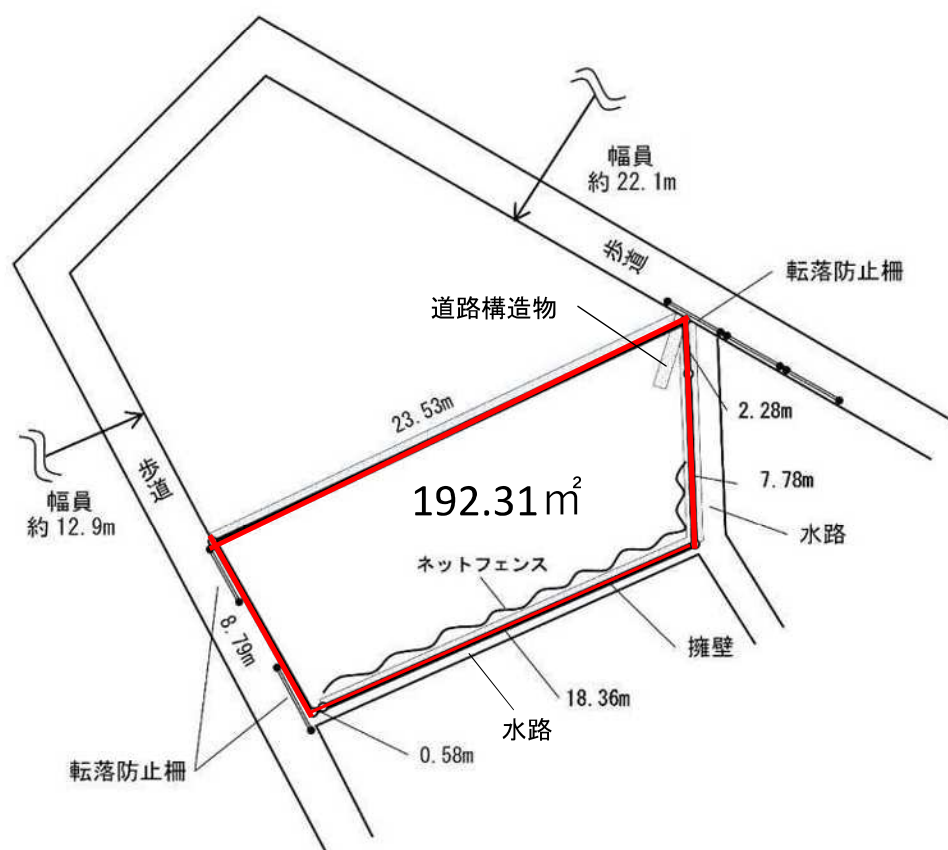
位 置 図



(C)PASCO (C)GeoTechnologies, inc

画地図

神戸市北区道場町塩田字王子ノ宮 2 0 4 4 番 3



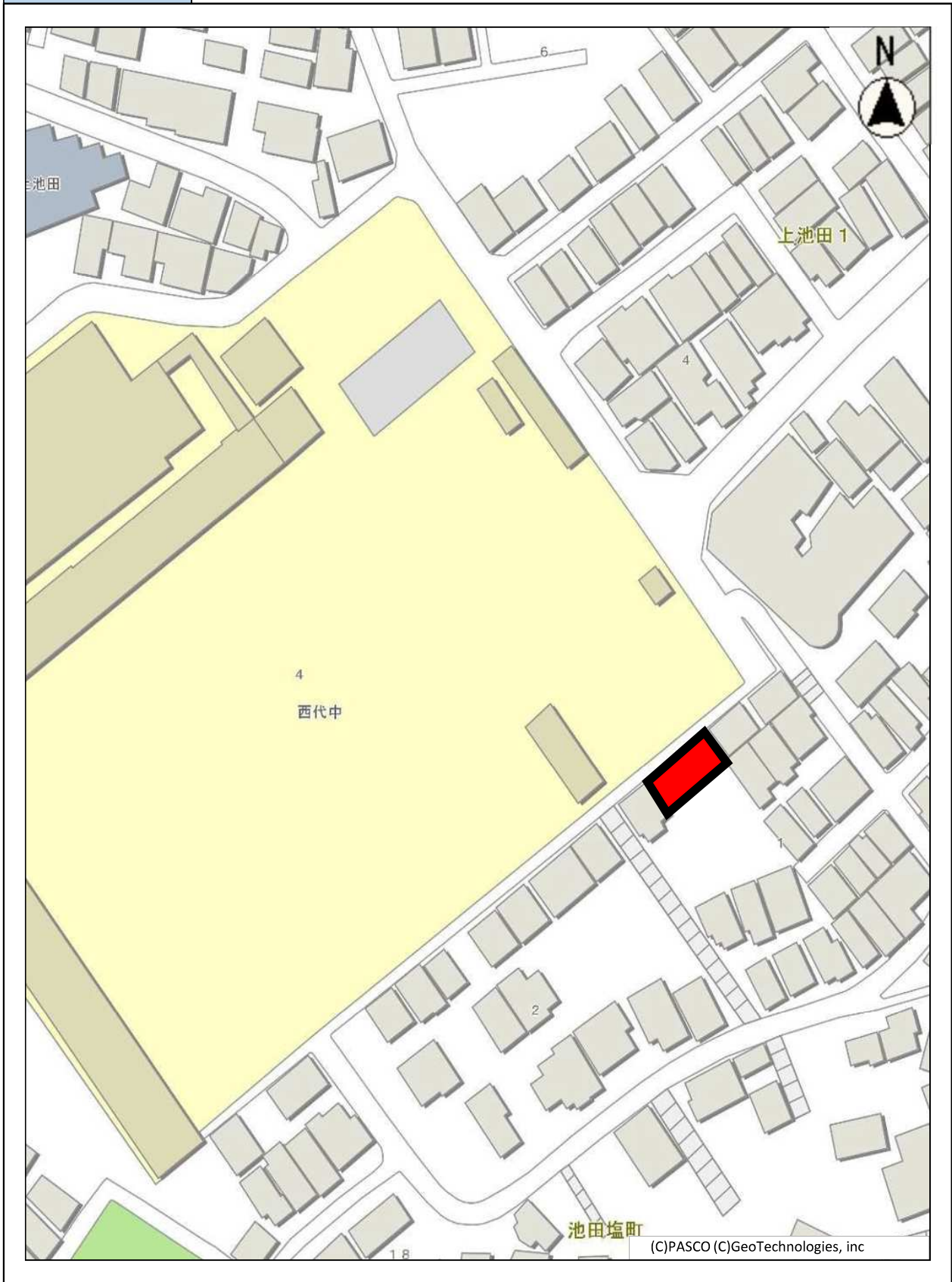
物 件 番 号	5
---------	---

物件情報	
住 所	神戸市長田区上池田 2 丁目 1 街区
地 番	神戸市長田区上池田 2 丁目 1 5 番 2 のうち
地 目	宅地
現 況	平面駐車場
物 件 担 当 課	建築住宅局住宅整備課（TEL：078-595-6170）

条件	
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 1 年 3 月 3 1 日
貸 付 面 積	☐ 公簿 ☐ 実測 ☒ 概測 （5 8 . 6 1 m ² ）
貸 付 形 態	土地賃貸借契約【民法（明治 29 年法律第 89 号）第 6 0 1 条に基づく】
用 途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額賃料	¥ 1 8 , 1 0 0 -（税抜き）（この金額未満の入札は無効となります。） ※消費税及び地方消費税（10%）加算後の金額が契約月額賃料となります。
入 札 保 証 金	¥ 5 4 , 3 0 0 -（落札後は、契約保証金に充当します。）
既 存 設 備	・ 貸付対象地には碎石がありますが、現契約満了後は現状のまま貸付けることとし、西側にネットフェンスは設置しません。 ・ 南側及び東面にネットフェンスがありますが、貸付範囲に含まないのので、撤去はできません。なお、当該フェンスの維持管理上、本市職員が貸付敷地に立入ることがあります。
特 記 事 項	・ 前面道路と約 1 0 c m の勾配がありますが、現状での貸付となります。 ・ 前面道路の幅員は約 3 . 9 m で、北東側への車両の通り抜けはできません。 ・ ネットフェンスを越境してきた草木、ゴミ等については、落札者において対応をお願いいたします。
前 契 約	☒ 契約満了予定 ☐ 中途解約 ☐ 新規 （契約終了：令和 8 年 3 月 3 1 日）
・ 落札者が新たに工作物等を設置する場合は、事前に神戸市の承諾が必要です。また、設置した工作物は落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、神戸市が認めた場合にはその限りではありません。 ・ 駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関や関係事業者等へご確認ください。	

物 件 番 号	5
---------	---

位 置 図





神戸市長田区上池田2丁目15-2のうち



物 件 番 号	6
---------	---

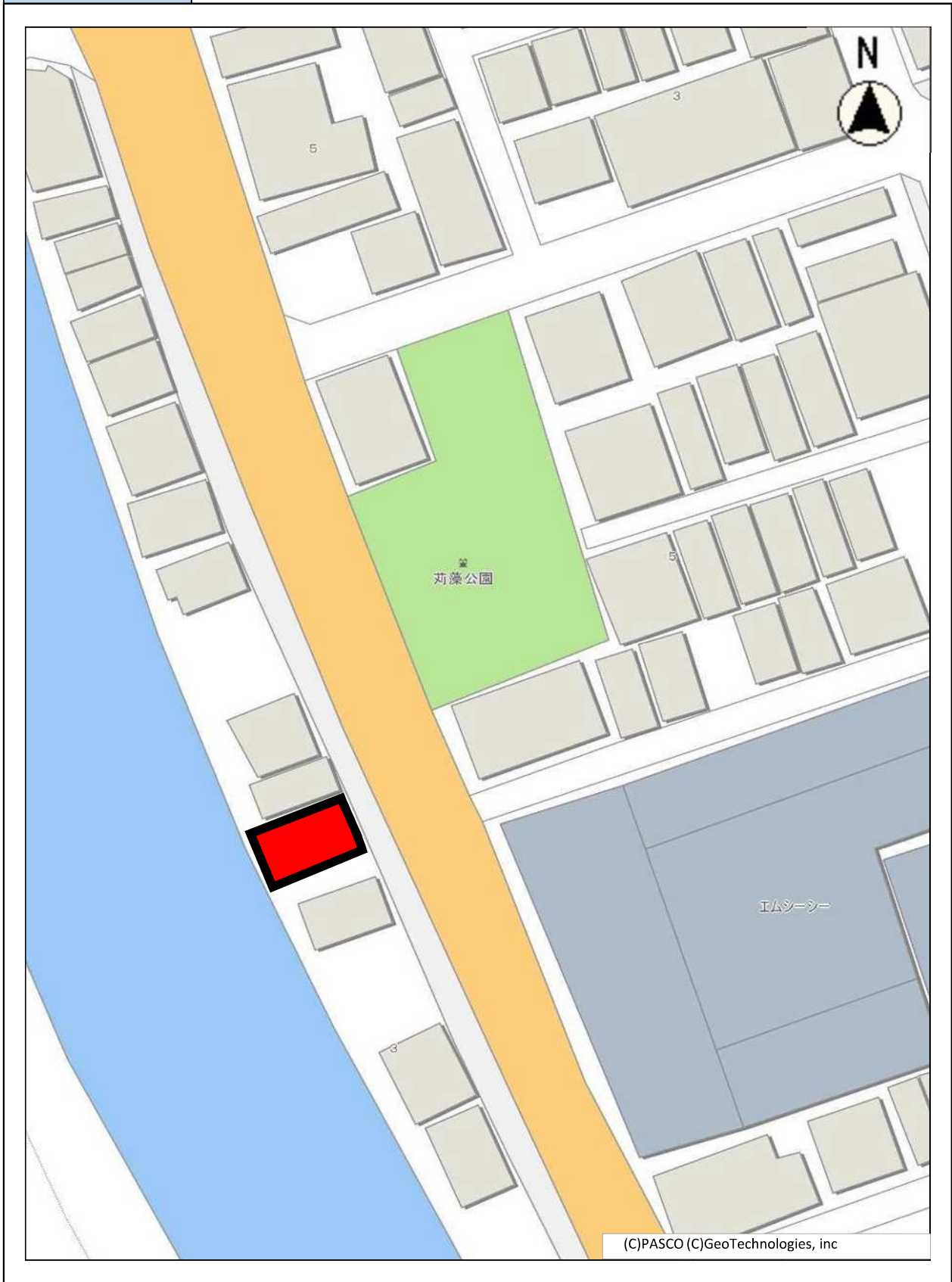
物件情報		
住 所	神戸市長田区荻藻通5丁目3街区	
地 番	神戸市長田区荻藻通5丁目19番のうち	
地 目	運河用地	
現 況	宅地	
物 件 担 当 課	港湾局経営課（TEL：078-595-6279）	

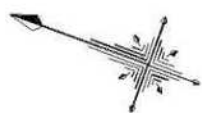
条件	
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
貸 付 面 積	☐ 公簿 ☒ 実測 ☐ 概測 （50.57㎡）
貸 付 形 態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
用 途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額賃料	¥18,205－（この金額未満の入札は無効となります。）
入 札 保 証 金	¥54,615－（落札後は、契約保証金に充当します。）
既 存 設 備	・貸付対象地には、工作物（フェンス、コンクリート舗装、木の板部分）が含まれますが、現状での貸付けとなります。貸付期間中の管理・補修については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・木の板部分については、隣接地にまたがって設置されていますので、撤去等に際しては隣接地の使用の妨げにならないようにしてください。 ・土地の利用にあたって現存するフェンス、コンクリート舗装を撤去した場合は、原状復旧してください。ただし、本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去についてはすべて落札者の費用と負担で行ってください。
特 記 事 項	・貸付期間中の管理（草刈り、清掃等含む）及び補修等はすべて落札者の負担で行ってください。また、貸付対象地の使用に起因する事柄については、すべて落札者の費用と責任で対処してください。 ・貸付対象地の西南側及び北東側について、2級河川新湊川の河川管理用通路があり、貸付対象地との高低差があります。貸付対象地を駐車場として使用するにあたり、車、人の落下がないよう落札者の費用と負担において適切な措置を講じるとともに、充分注意してください。 ・近隣住居の迷惑になるような使用はしないでください。 ・現地見学について、9月3日から10月7日の期間において敷地外からは自由に見学いただいて構いませんが、路上駐車、大声での会話等近隣住民の迷惑にならないようご注意ください。また、現地見学期間において、フェンス内を確認したい場合は、事前に物件担当課あてにご連絡（078-595-6279）のうえ、現地見学の日時調整を行ってください。 ・本物件の契約保証金は落札金額の6ヶ月分とします。
前 契 約	☐ 契約満了予定 ☐ 中途解約 ☒ 新規

- 落札者が新たに工作物等を設置する場合は、事前に神戸市の承諾が必要です。また、設置した工作物は落札者の費用と負担で契約終了時までに全て撤去していただきます。ただし、神戸市が認めた場合にはその限りではありません。
- 駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関や関係事業者等へご確認ください。

物 件 番 号	6
---------	---

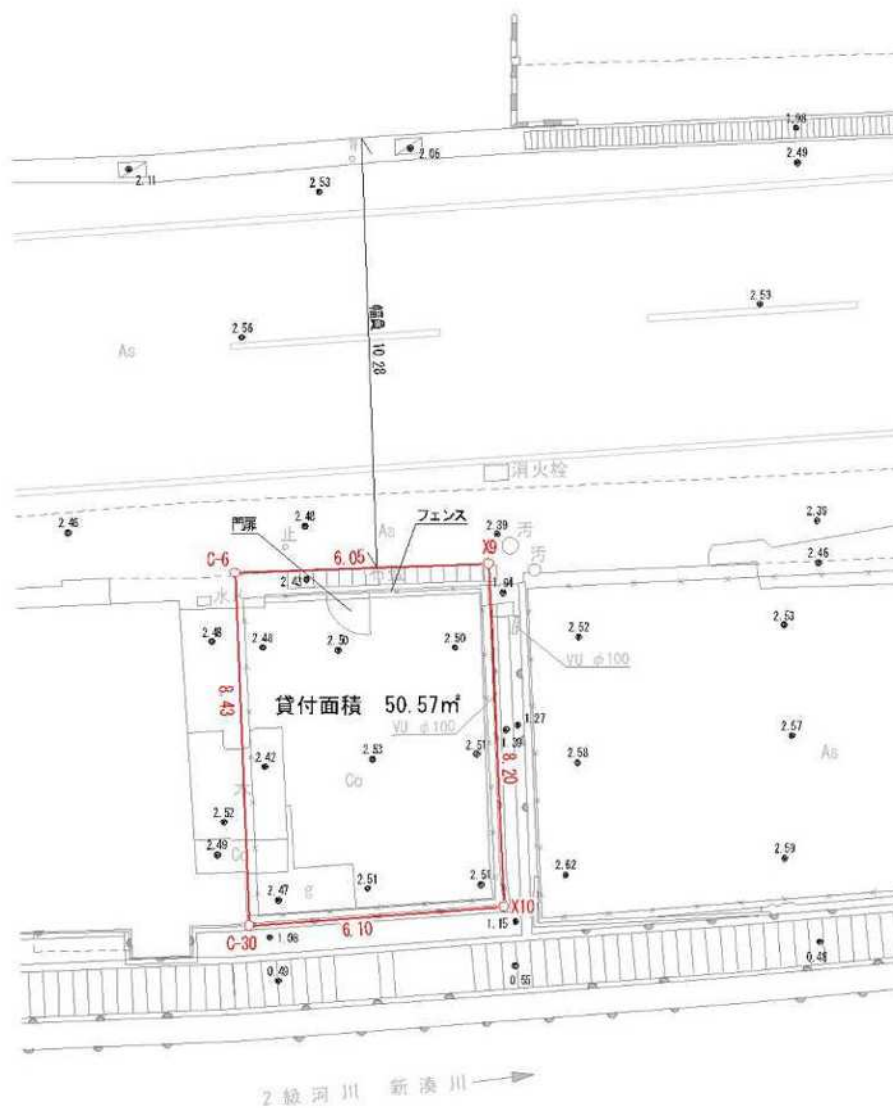
位 置 図





S=1:150 (A4)

神戸市長田区苅藻通五丁目19番のうち



物 件 番 号	7
---------	---

物件情報	
住 所	神戸市長田区荻藻通5丁目3街区
地 番	神戸市長田区荻藻通5丁目19番のうち
地 目	運河用地
現 況	宅地
物 件 担 当 課	港湾局経営課（TEL：078-595-6279）

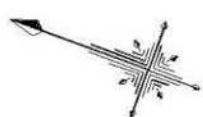
条件	
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
貸 付 面 積	□公簿 ■実測 □概測 （110.55㎡）
貸 付 形 態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
用 途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額賃料	¥39,798－（この金額未満の入札は無効となります。）
入 札 保 証 金	¥119,394－（落札後は、契約保証金に充当します。）
既 存 設 備	・貸付対象地には、工作物（フェンス、アスファルト舗装）及び汚水桝、止水栓、水道メーターが含まれますが、現状での貸付けとなります。貸付期間中の管理・補修については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・貸付対象地の南西側フェンスについて、貸付範囲より外側にありますが、現状での引き渡しとなります。また、貸付範囲はフェンス内側の画地形状図の示すX8とC-14を結ぶラインになりますので、土地利用に際して境界標を踏まえて利用してください。 ・上記、貸付対象地の南西側フェンスについて、貸付範囲より外側にありますが、事業者の費用と負担において撤去することは可能です。また、撤去した場合は、現状復旧してください。なお、貸付対象地の南西側フェンスを撤去しても貸付範囲については、X8とC-14を結ぶラインの内側となります。
特 記 事 項	・土地の利用にあたって現存するフェンス、アスファルト舗装を撤去した場合は、原状復旧してください。ただし、本市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去についてはすべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・貸付期間中の管理（草刈り、清掃等含む）及び補修等はすべて落札者の負担で行ってください。また、貸付対象地の使用に起因する事柄については、すべて落札者の費用と責任で対処してください。 ・貸付対象地の西南側及び北西側について、2級河川新湊川の河川管理用通路があり、貸付対象地との高低差があります。貸付対象地を駐車場として使用するにあたり、車、人の落下がないよう落札者の費用と負担において適切な措置を講じるとともに、充分注意してください。

	・近隣住居の迷惑になるような使用はしないでください。 ・現地見学について、9月3日から10月7日の期間において敷地外からは自由に見学いただいて構いませんが、路上駐車、大声での会話等近隣住民の迷惑にならないようご注意ください。また、現地見学期間において、フェンス内を確認したい場合は、事前に物件担当課あてにご連絡（078-595-6279）のうえ、現地見学の日時調整を行ってください。 ・本物件の契約保証金は落札金額の6ヶ月分とします。
前 契 約	☐ 契約満了予定 ☐ 中途解約 ☒ 新規
・落札者が新たに工作物等を設置する場合は、事前に神戸市の承諾が必要です。また、設置した工作物は落札者の費用と負担で契約終了時までには全て撤去していただきます。ただし、神戸市が認めた場合にはその限りではありません。 ・駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関や関係事業者等へご確認ください。	

物 件 番 号	7
---------	---

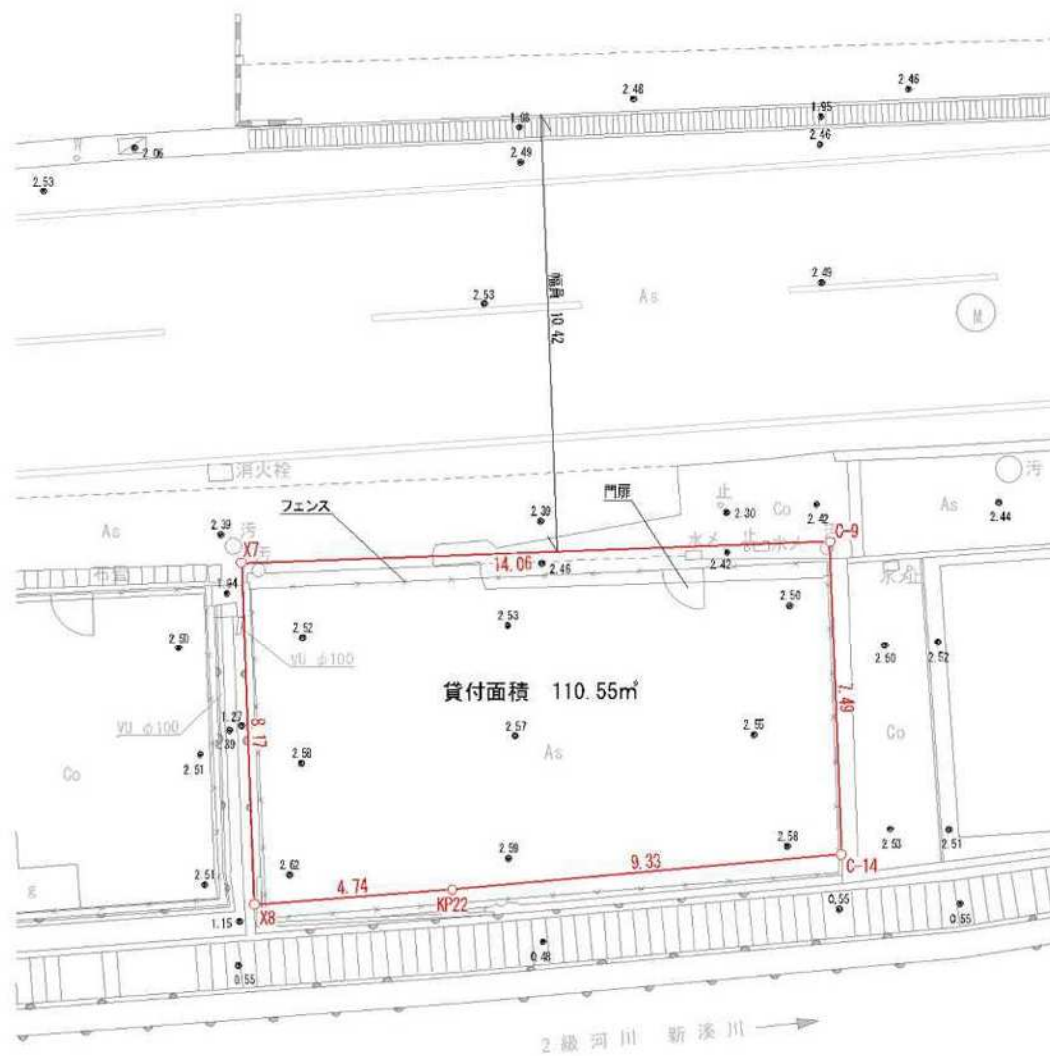
位 置 図





S=1:150 (A4)

神戸市長田区荻藻通五丁目19番のうち

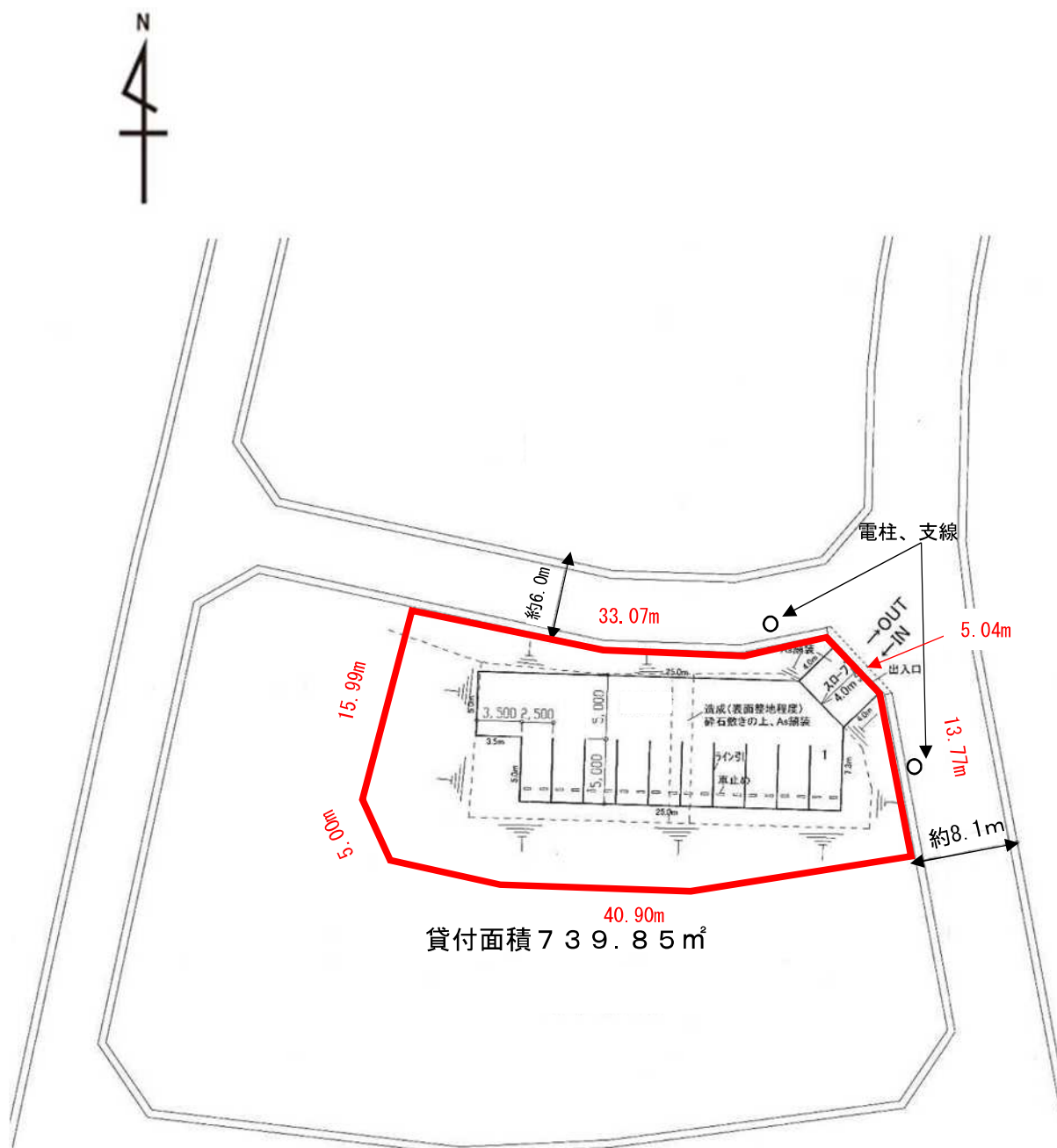


物 件 番 号	8
---------	---

物件情報		
住 所	神戸市須磨区白川台4丁目24街区	
地 番	神戸市須磨区白川台4丁目24番のうち	
地 目	宅地	
現 況	平面駐車場	
物 件 担 当 課	行財政局資産活用課（TEL：078-322-5140）	

条件	
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和12年3月31日
貸 付 面 積	☐ 公簿 ☒ 実測 ☐ 概測 （739.85㎡）
貸 付 形 態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
用 途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額賃料	¥98,900—（税抜き）（この金額未満の入札は無効となります。） ※消費税及び地方消費税（10%）加算後の金額が契約月額賃料となります。
入 札 保 証 金	¥296,700—（落札後は、契約保証金に充当します。）
既 存 設 備	- 貸付対象地には工作物（アスファルト舗装、車止め等）がありますが、現状での貸付けとなります。 - 契約満了日までに、地上の工作物については現借地人が撤去し、ネットフェンス開口部、アスファルト舗装及び車止めは現状で貸付を行います。
特 記 事 項	- 駐車できる車両は、道路交通法第3条に規定する普通自動車に限ります。 - 貸付対象地は前面道路と高低差があり貸付区域に法面を含みますが、駐車場利用範囲はアスファルト舗装部分に限ります。 - 原則として、現状の舗装の改修は認めませんが、やむを得ず舗装工事、掘削を伴う工事等を行う必要がある場合は、物件担当課と事前に協議してください。また、法面の造成工事、法面の被覆工事（防草を目的とするものを含む）を行うことはできません。 - 貸付期間中の法面の管理（草刈り、清掃含む）及びアスファルト舗装・ネットフェンス等の管理・補修は、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 - 原則として、契約満了日までに貸付対象地の開口部分にネットフェンスを設置していただきます。
前 契 約	☒ 契約満了予定 ☐ 中途解約 ☐ 新規 （契約終了：令和8年3月31日）
- 落札者が新たに工作物等を設置する場合は、事前に神戸市の承諾が必要です。また、設置した工作物は落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、神戸市が認めた場合にはその限りではありません。 - 駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関や関係事業者等へご確認ください。	

須磨区白川台 4 丁目24番のうち



物 件 番 号	9
---------	---

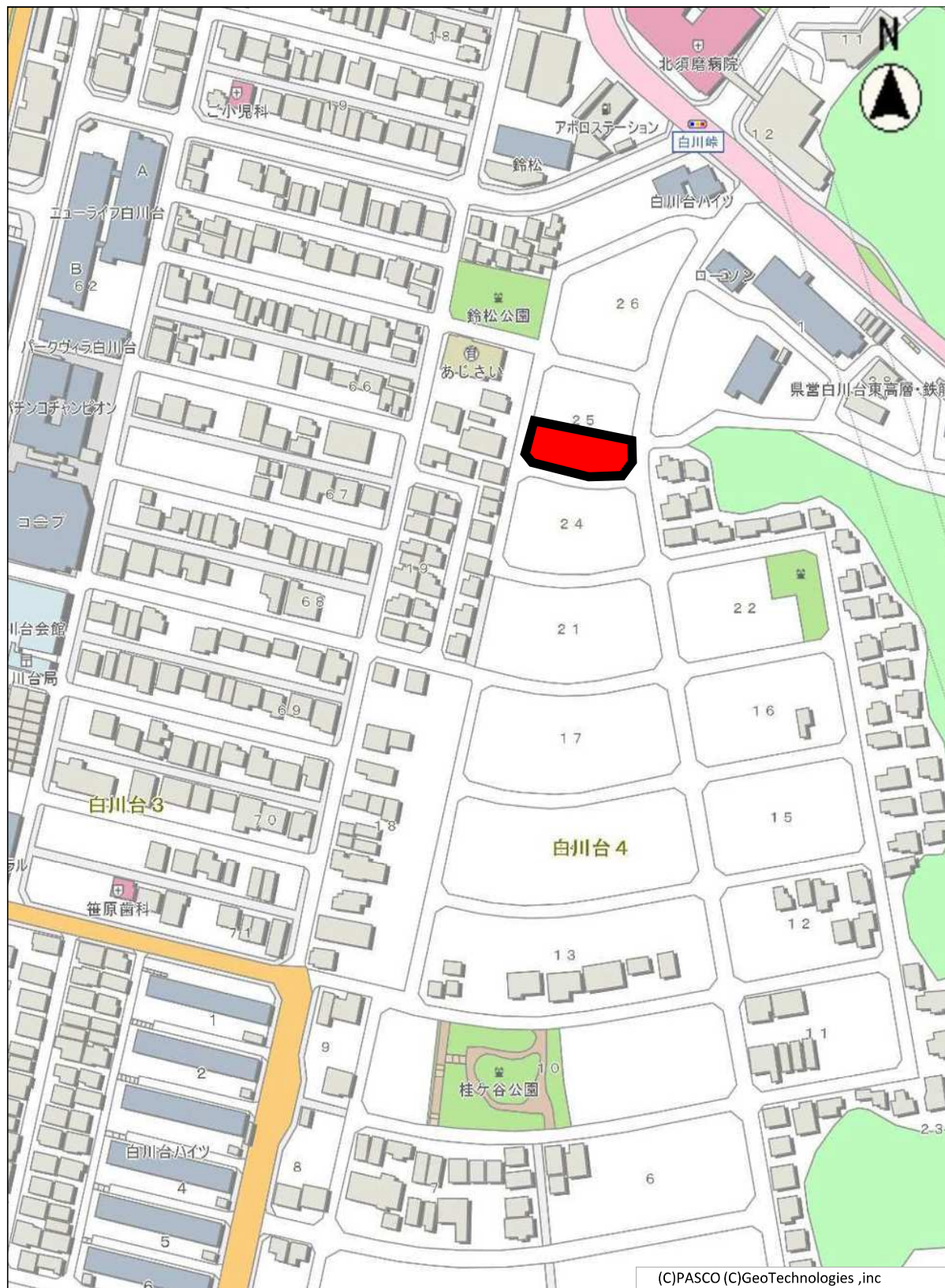
物件情報		
住 所	神戸市須磨区白川台4丁目25街区	
地 番	神戸市須磨区白川台4丁目25番のうち	
地 目	宅地	
現 況	平面駐車場	
物 件 担 当 課	行財政局資産活用課（TEL：078-322-5140）	

条件	
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和12年3月31日
貸 付 面 積	☐ 公簿 ☒ 実測 ☐ 概測 （987.59㎡）
貸 付 形 態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
用 途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額賃料	¥188,300－（税抜き）（この金額未満の入札は無効となります。） ※消費税及び地方消費税（10%）加算後の金額が契約月額賃料となります。
入 札 保 証 金	¥564,900－（落札後は、契約保証金に充当します。）
既 存 設 備	・貸付対象地には工作物（アスファルト舗装、車止め等）がありますが、現状での貸付けとなります。 ・契約満了日までに、地上の工作物については現借地人が撤去し、ネットフェンス開口部、アスファルト舗装及び車止めは現状で貸付を行います。
特 記 事 項	・駐車できる車両は、道路交通法第3条に規定する普通自動車に限ります。 ・貸付対象地は前面道路と高低差があり貸付区域に法面を含みますが、駐車場利用範囲は碎石舗装（スロープ部分はアスファルト舗装）部分に限ります。 ・原則として、現状の舗装の改修は認めませんが、やむを得ず舗装工事、掘削を伴う工事等を行う必要がある場合は、物件担当課と事前に協議してください。また、法面の造成工事、法面の被覆工事（防草を目的とするものを含む）を行うことはできません。 ・貸付期間中の法面の管理（草刈り、清掃含む）及びアスファルト舗装・ネットフェンス等の管理・補修は、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・原則として、契約満了日までに貸付対象地の開口部分にネットフェンスを設置していただきます。
前 契 約	☒ 契約満了予定 ☐ 中途解約 ☐ 新規 （契約終了：令和8年3月31日）
・落札者が新たに工作物等を設置する場合は、事前に神戸市の承諾が必要です。また、設置した工作物は落札者の費用と負担で契約終了時までに全て撤去していただきます。ただし、神戸市が認めた場合にはその限りではありません。 ・駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関や関係事業者等へご確認ください。	

物 件 番 号

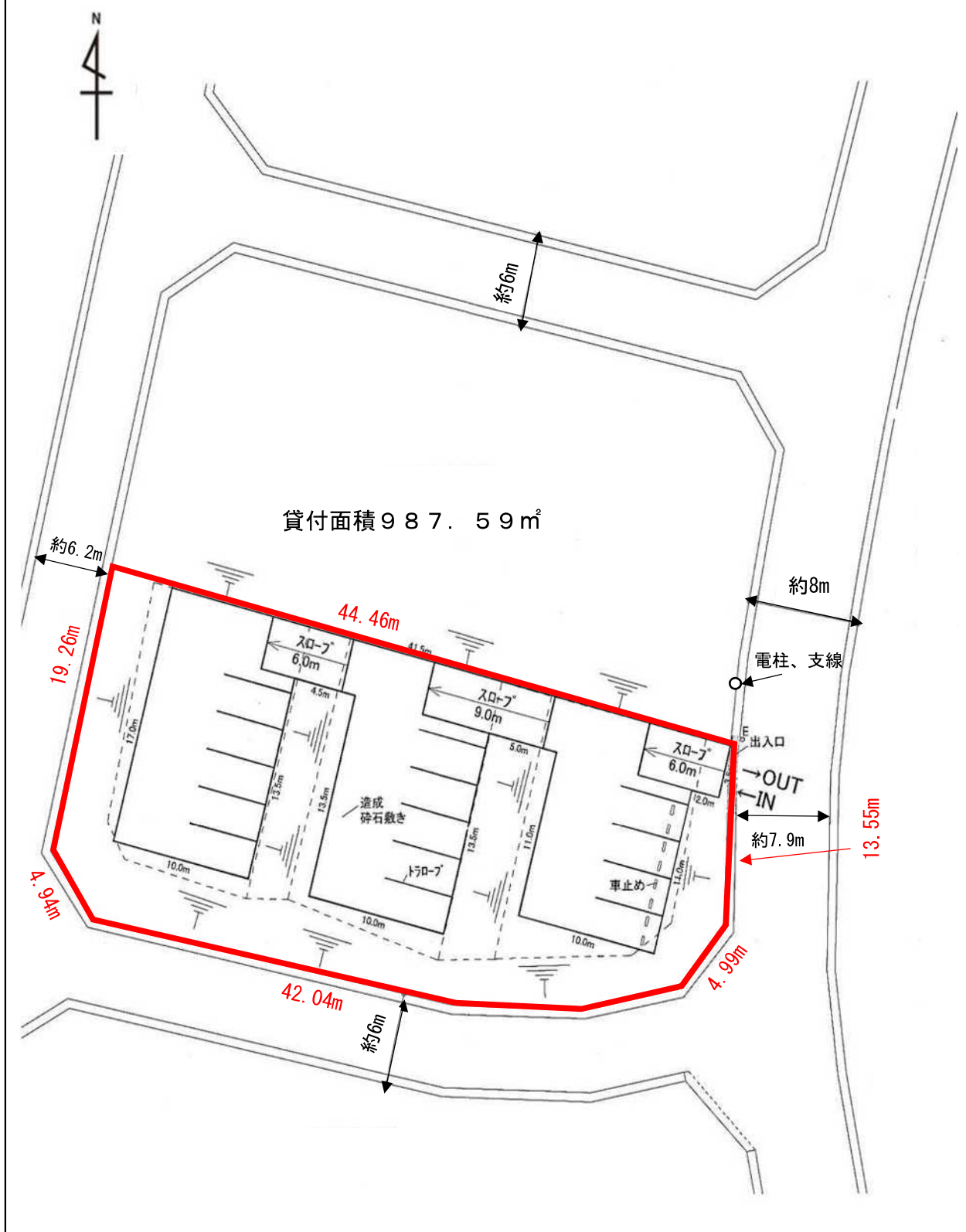
9

位 置 図



(C)PASCO (C)GeoTechnologies ,inc

須磨区白川台 4 丁目25番のうち



物 件 番 号	1 0
---------	-----

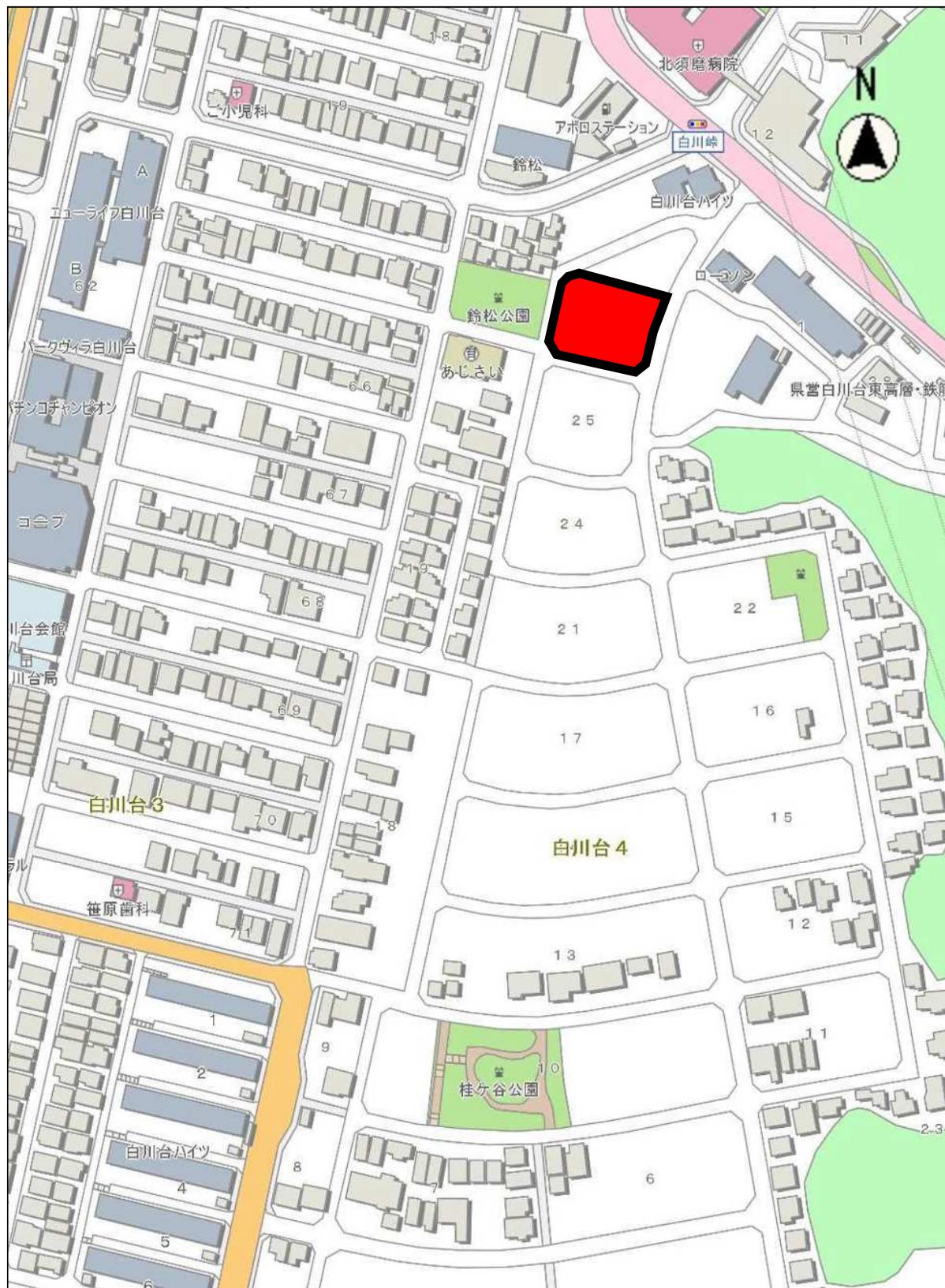
物件情報		
住 所	神戸市須磨区白川台4丁目26街区	
地 番	神戸市須磨区白川台4丁目26番のうち	
地 目	宅地	
現 況	平面駐車場	
物 件 担 当 課	行財政局資産活用課（TEL：078-322-5140）	

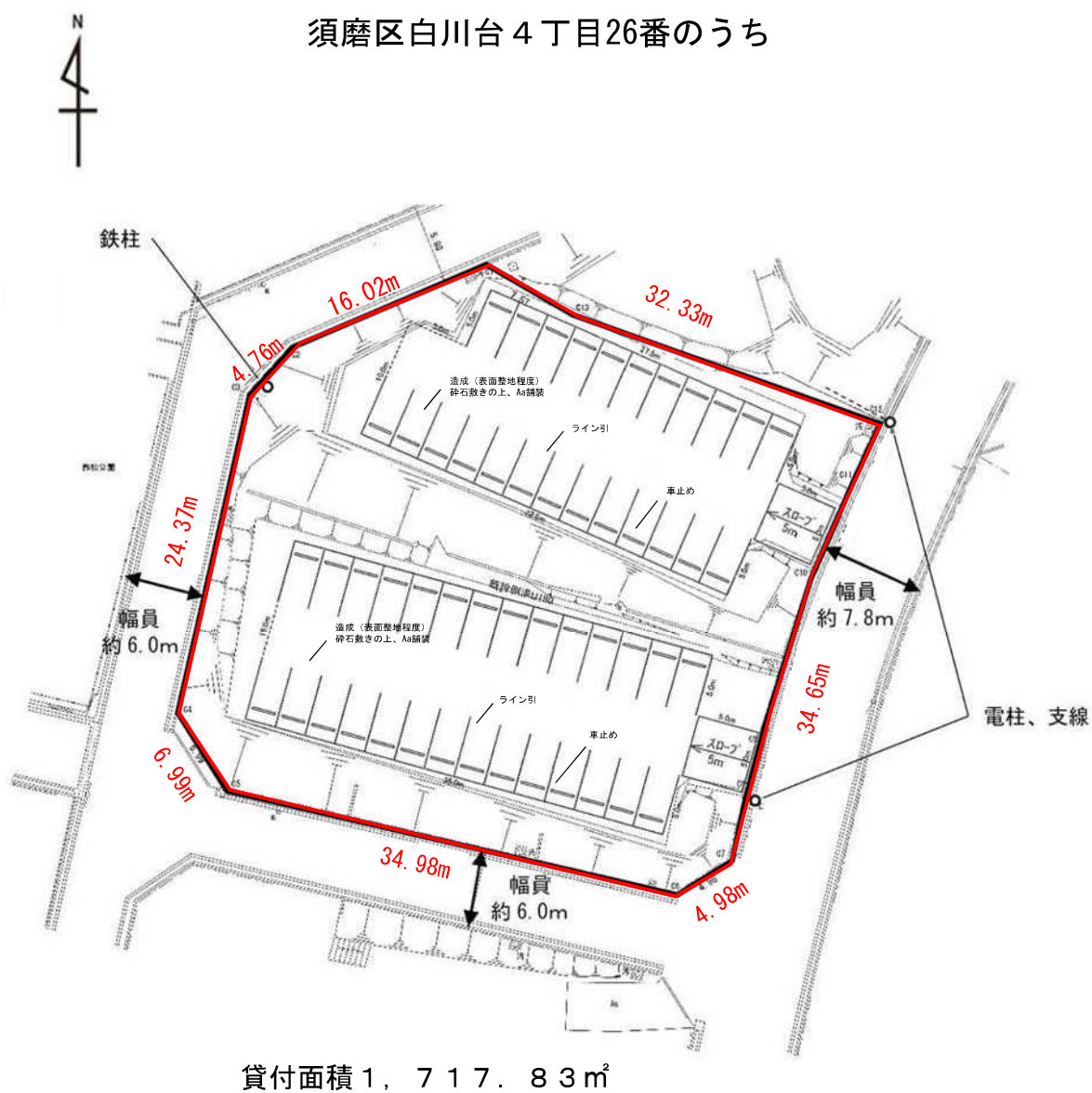
条件	
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和12年3月31日
貸 付 面 積	☐ 公簿 ☒ 実測 ☐ 概測 （1, 717. 83㎡）
貸 付 形 態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
用 途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額賃料	¥351, 200－（税抜き）（この金額未満の入札は無効となります。） ※消費税及び地方消費税（10%）加算後の金額が契約月額賃料となります。
入 札 保 証 金	¥1, 053, 600－（落札後は、契約保証金に充当します。）
既 存 設 備	・貸付対象地には工作物（アスファルト舗装、車止め等）がありますが、現状での貸付けとなります。 ・契約満了日までに、地上の工作物については現借地人が撤去し、ネットフェンス開口部、アスファルト舗装及び車止めは現状で貸付を行います。 ・貸付対象地の西側に鉄柱があります。
特 記 事 項	・駐車できる車両は、道路交通法第3条に規定する普通自動車に限ります。 ・貸付対象地は前面道路と高低差があり貸付区域に法面を含みますが、駐車場利用範囲はアスファルト舗装部分に限ります。 ・原則として、現状の舗装の改修は認めませんが、やむを得ず舗装工事、掘削を伴う工事等を行う必要がある場合は、物件担当課と事前に協議してください。また、法面の造成工事、法面の被覆工事（防草を目的とするものを含む）を行うことはできません。 ・貸付期間中の法面の管理（草刈り、清掃含む）及びアスファルト舗装・ネットフェンス等の管理・補修は、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・原則として、契約満了日までに貸付対象地の開口部分にネットフェンスを設置していただきます。
前 契 約	☒ 契約満了予定 ☐ 中途解約 ☐ 新規 （契約終了：令和8年3月31日）
・落札者が新たに工作物等を設置する場合は、事前に神戸市の承諾が必要です。また、設置した工作物は落札者の費用と負担で契約終了時までに全て撤去していただきます。ただし、神戸市が認めた場合にはその限りではありません。 ・駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関や関係事業者等へご確認ください。	

物 件 番 号

1 0

位 置 図





物 件 番 号	1 1
---------	-----

物件情報		
住	所	神戸市須磨区外浜町2丁目5番2
地	番	神戸市須磨区外浜町2丁目130番2、130番3
地	目	宅地
現	況	更地
物 件 担 当 課		福祉局高齢福祉課（TEL：078-322-5219）

条件	
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
貸 付 面 積	■公簿 ■実測 □概測 （138.59㎡）
貸 付 形 態	土地賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく】
用 途	平面駐車場（建物所有目的には使用できません。）
最低月額賃料	¥50,030－（税抜き）（この金額未満の入札は無効となります。） ※消費税及び地方消費税（10%）加算後の金額が契約月額賃料となります。
入 札 保 証 金	¥150,090－（落札後は、保証金に充当します。）
既 存 設 備	・貸付対象地内には、従前建物の基礎が一部残存していますが、残存している基礎は地表からは見えず、現況のまま平面駐車場として利用することに影響はありません。 ・貸付対象地には、工作物（フェンス、一部アスファルト舗装、柵蓋）が含まれ、現状での貸付となります。貸付期間中の管理（草刈り・清掃等を含む）・補修については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。また、貸付対象地の使用に起因する事柄は、すべて落札者の責任で対処してください。 ・上記フェンスを撤去した場合は、現状復旧していただきます。ただし、貸主である神戸市が認めた場合にはその限りではありません。なお、撤去については、すべて落札者の費用と負担で行ってください。 ・貸付範囲には含まれませんが、前面道路の側溝蓋を一部取り替える予定です。
特 記 事 項	・貸付対象地内に接続柵があります。また、左記接続柵の蓋部分が周囲のアスファルト舗装された地面よりも高くなっていますが、現状での貸付となります。 ・貸付対象地北西側において、アスファルト舗装の一部が隣接地まで及んでいますが、現状での貸付となります。境界鉋以西は貸付対象外です。
前 契 約	□契約満了予定 □中途解約 ■新規
・落札者が新たに工作物等を設置する場合は、事前に神戸市の承諾が必要です。また、設置した工作物は落札者の費用と負担で契約終了時まで全て撤去していただきます。ただし、神戸市が認めた場合にはその限りではありません。 ・駐車場として利用するにあたり、必要な手続き等については、関係行政機関や関係事業者等へご確認ください。	

物 件 番 号

1 1

位 置 図



(C)PASCO (C)GeoTechnologies, inc

神戸市須磨区外浜町二丁目130番2、130番3



アスファルト舗装が及んでいるが
B4-K9より西側は貸付対象外

B4

14.08m

幅員約6.0m

フェンス

0.56m

接続桁

貸付面積 138.59㎡

8.61m

フェンス

K-9

0.70m

15.63m